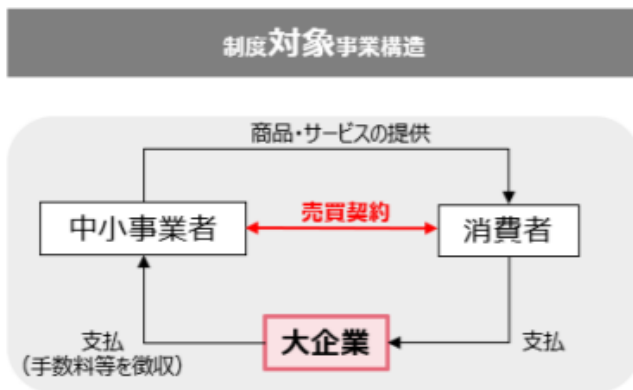


加盟店登録要領 4.7 の一部を抜粋

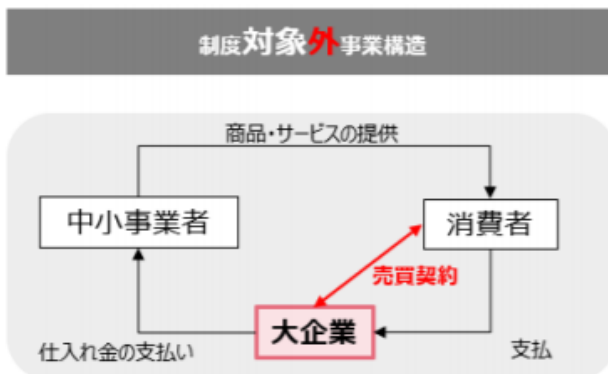
4.7 中小・小規模事業者等の事業構造や取引等における対象加盟店としての判断基準

4.7.1 大企業と連携して事業を行っている中小・小規模事業者等

当該商品・サービスの提供に関する売買契約が、どの事業者と締結されているかによって、還元対象の取引となるかを判断する。



※消費者からのキャッシュレス決済が中小・小規模事業者等との売買契約に基づくものとなる場合、仕入れ代金や手数料相当が大企業の売上となったとしても、本制度の対象取引となる。



※事業としては中小・小規模事業者等の事業所での商品・サービス提供となったとしても、消費者からのキャッシュレス決済が、大企業との売買契約に基づくものとなる場合、本制度の対象外取引となる。

4.7.2 補助対象の取引と補助対象外の取引が混在する中小・小規模事業者等

加盟店において、補助対象の取引と補助対象外の取引が混在する場合、中小・小規模事業者等は補助対象の取引と補助対象外の取引を区別して決済処理しなければならない。仮にこれらの取引に補助金が支出されたことが発覚した場合は、補助金の返還を求めるとともに、当該中小・小規模事業者等の登録を取り消す場合がある。

4.7.3 法令や同意した規定等を遵守していない取引が混在する中小・小規模事業者等

法令、その加盟店が属している連合体等の規定類等及び社会通念に反する取引が混在することが明らかな中小・小規模事業者等を加盟店として登録してはならない。また、加盟店として登録した後に、法令、その加盟店が属している連合体等の規定類等及び社会通念に反する取引が混在することが明らかになった場合、当該中小・小規模事業者等の登録を速やかに取り消すとともに、事務局の指示に従い、適切な対応をとらなければならない。